

平成 20 年 9 月 24 日

お客様各位

株式会社阪急交通社

「燃油サーチャージ」の収受について

この度は、阪急交通社の海外旅行にお申し込みいただきまして、誠に有り難うございます。

さて、各航空会社におきましては、昨今の世界的な航空燃油価格の高騰を受け、「燃油サーチャージ」を設定し、国土交通省に申請・認可されました。

今回の、「燃油サーチャージ」につきましては、通常運賃とは異なり、本ツアーの旅行代金には含まれておりません。

また、通常運賃と共に航空会社に対して一括して支払いとなりますので、現状も旅行代金とは別途にご案内申し上げております、「空港施設利用料(国内)・空港税等(国外)」と同様、コース毎にご案内する料金をお支払い頂きたい、お願い申し上げます。

記

1. 収受期間：平成 17 年 4 月 1 日出発から

2. 燃油サーチャージ(お一人様あたり大人・子供・幼児同額の予定額)

* 韓国・香港・中国・台湾・ベトナム・カンボジア	6,400 円 ~ 30,000 円
* タイ・シンガポール等他東南アジア方面	20,000 円 ~ 70,000 円
* グアム・サイパン方面	18,000 円 ~ 30,000 円
* ハワイ・米国・カナダ・中米方面	30,000 円 ~ 100,000 円
* 南米方面(南米・南アフリカ周遊コース含む)	55,000 円 ~ 130,000 円
* オーストラリア・ニュージーランド方面	48,000 円 ~ 85,000 円
* タヒチ・フィジー・ニューカレドニア方面	30,000 円 ~ 90,000 円
* ヨーロッパ・中近東方面	33,000 円 ~ 76,000 円
* アフリカ方面	50,000 円 ~ 80,000 円

利用方面、利用区間、航空会社により金額が異なり、また今後、変動する場合もございます。上記金額は参考として下さい。

3. ご請求方法

残金請求書でのお振込み依頼、若しくはご出発当日成田空港でのお支払いとなりますが、方面・コースにより異なりますので詳しくはご出発 20 日前を目処にお送りする残金請求書にてご案内申し上げます。また、ヨーロッパ方面を主とする利用航空会社や利用区間が未定のコースにつきましては確定金額は最終日程表(旅の葉)にてのご案内となりますので予めご了承願います。詳しくは各コースのパンフレットをご参照下さい。尚、成田空港でお支払いの際に領収書が必要な方は、お申し出頂ければ郵送させていただきます。

以上

燃油サーチャージとは：

国土交通省は近年の燃油価格水準の異常な変動に対応するため、燃油価格が一定の水準に戻るまでという明確な廃止条件の下で、通常の運賃に付加して全ての航空旅客に一律に賦課する新しい形式の運賃として認可し、その性格上、渡航手続き諸費用・空港施設使用料・超過手荷物料金等と並んで、「旅行代金に含まれないもの」とする通達を発しています。